

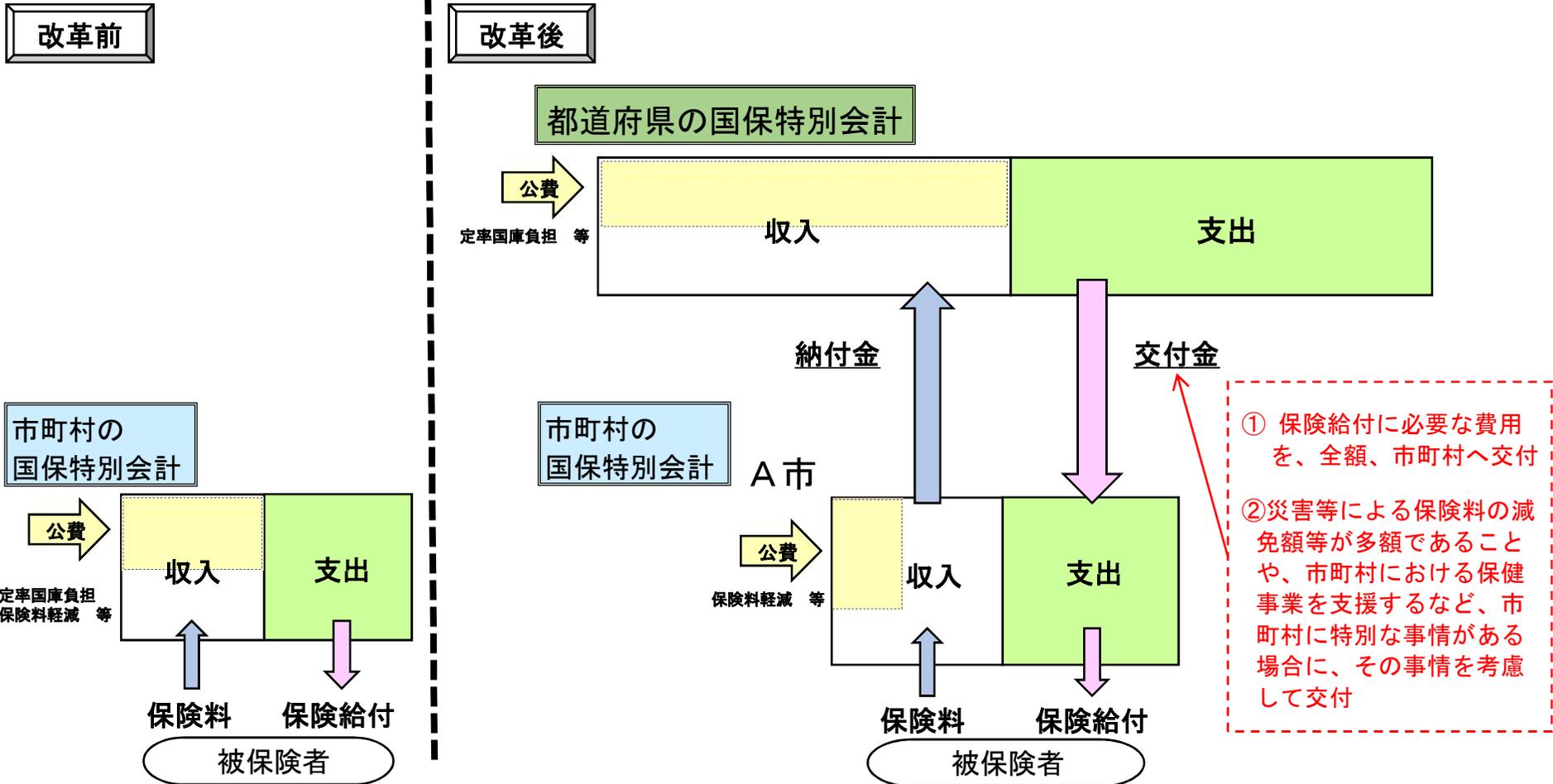
令和 7 年度国民健康保険事業費納付金等の 算定方法（案）について

令和 6 年 12 月 2 日（月）
令和 6 年度第 1 回鹿児島県国民健康保険運営協議会

改革後の国保財政の仕組み

厚生労働省作成資料

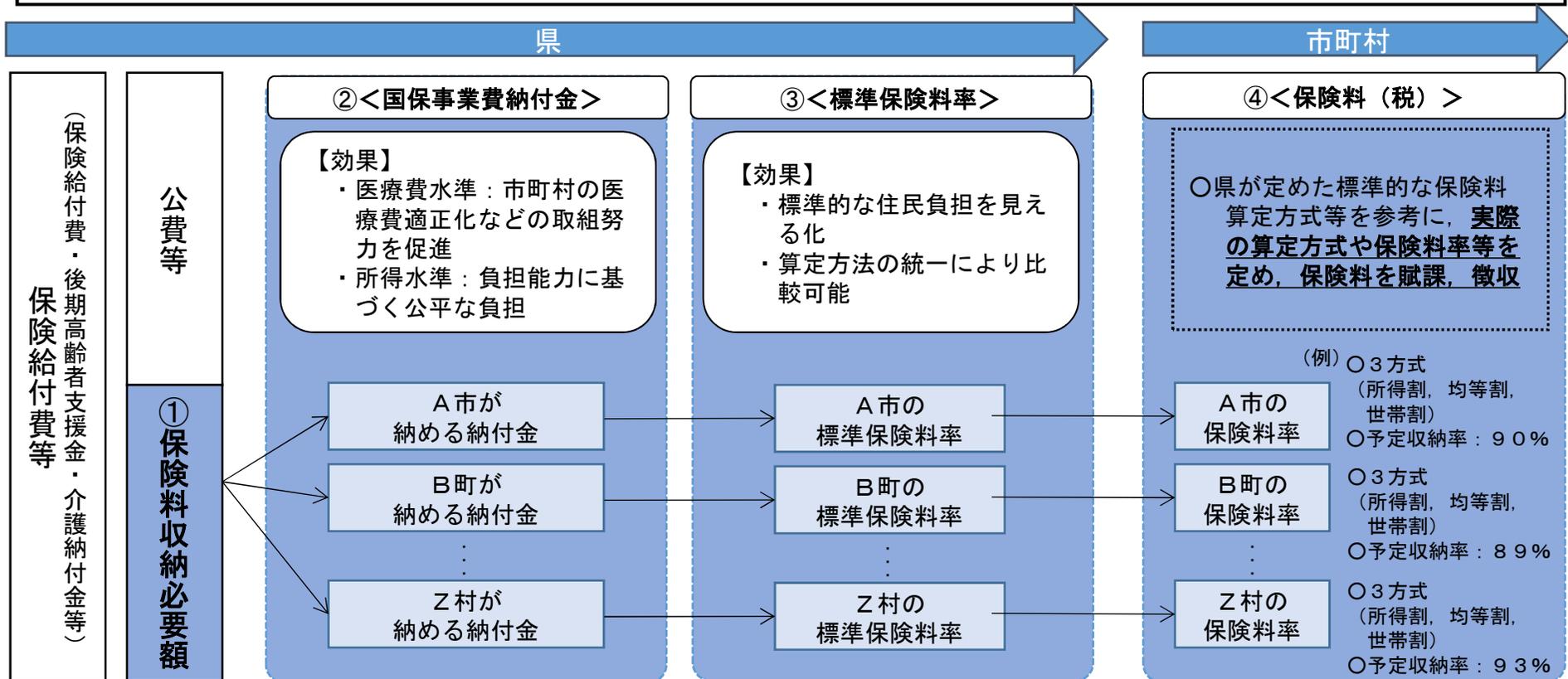
- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮
- 市町村は都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。



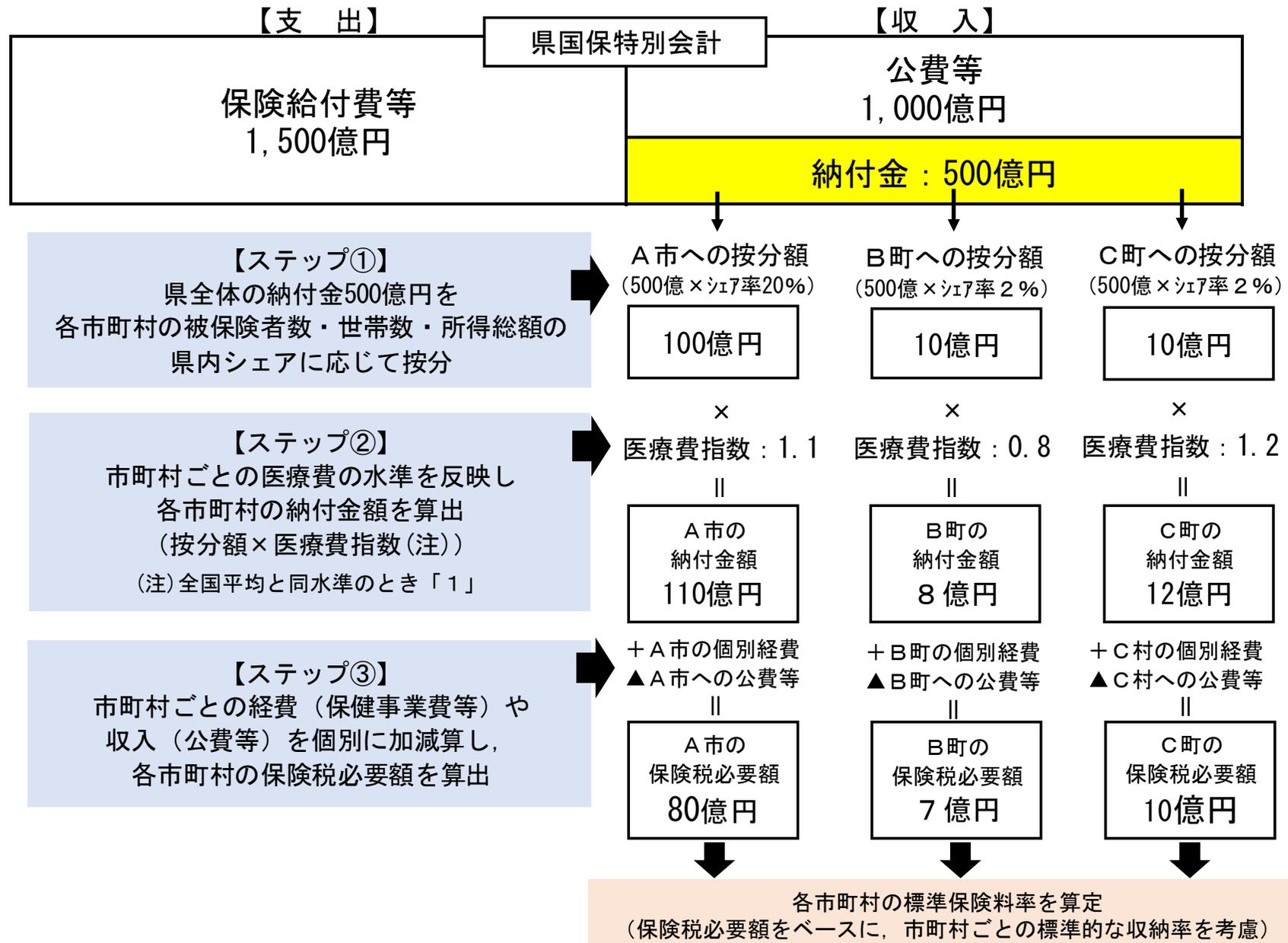
市町村における保険料(税)の標準的な算定方法

標準的な保険料(税)算定のイメージ

- 県は、財政運営の責任主体として医療給付費を県全体で賄うために、
 - ① 保険給付費等の見込みに見合う「保険料収納必要額」を算出
 - ② 各市町村が県に納める額（国保事業費納付金）を決定（医療費水準、所得水準を考慮）
 - ③ 標準的な保険料の算定方法（算定方式、市町村規模別の収納目標等）、市町村ごとの標準保険料率を示す
- 市町村は、
 - ④ 県が示した標準保険料率等（③）を参考に、実際の保険料算定方式や保険料率等を定め、保険料を賦課・徴収



国保事業費納付金等の算定手順イメージ（概要）



令和7年度国保事業費納付金・標準保険料率における本県の算定方法について（案）

項目		算定方法等	R6本算定の前提	R7算定の前提 (案)
1 基礎的な算定方法	①県又は二次医療圏ごとで統一の保険料水準とするか	統一の保険料水準とはしない。（※統一に向けては引き続き検討）	同左	同左
	②県又は二次医療圏ごとで高額医療費を共同で負担するための調整を行うか。	高額医療費を共同で負担するための調整は行わない。	同左	同左
	③納付金として集め、また同時に保険給付費等交付金で給付する対象範囲を療養の給付以外の出産育児一時金、葬祭費、保健事業等に拡大するか	対象範囲は拡大しない。	同左	同左
2 主に納付金の算定に必要な係数、方法	① α の設定の仕方	保険料水準を当面統一化しないため、 $\alpha = 1$ を基本。	$\alpha = 1$	同左
	② β の設定の仕方（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分） ※必要に応じ、 β' についても設定	$\beta =$ 所得係数を基本。	$\beta =$ 本県の所得係数	同左
	③賦課限度額 （医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、市町村標準保険料率の算定にも当該賦課限度額を用いる）	地方税法施行令に示されている限度額とする。 （R6年度：医療65万円、後期24万円、介護17万円）	同左（R5年度の限度額を使用）	同左（R6年度の限度額を使用）
	④保険者努力支援制度の県分の扱い	納付金総額から差し引く。	同左	同左
	⑤所得のシェアや人数のシェアで納付金の配分を行う際、世帯数や資産税総額を勘案するかどうか	世帯数を勘案する。（=3方式）	同左	同左
3 主に標準保険料率の算定に必要な係数、方法	①標準的な収納率 （医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分／各市町村の規模別等）	各市町村の実態に応じた収納率とし、直近3ヶ年の平均値により設定する。	同左	同左
	②標準的な算定方式（2方式、3方式、4方式）	3方式	同左	同左
	③所得割指数、資産割指数、均等割指数、平等割指数 （医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）	所得割指数=1.0、均等割指数=0.7、 平等割指数=0.3	同左	同左
	④保険者努力支援制度の県分の扱い（再掲）	2④と同じ	2④と同じ	同左
4 その他	①公費の過年度調整	普通調整交付金等、公費の本算定額と実交付額との差額を後年度の納付金で調整する。	必要に応じて実施することとしていたが、必要性が生じなかったため実施していない。	同左

※事業費分及び事業費連動分を除く

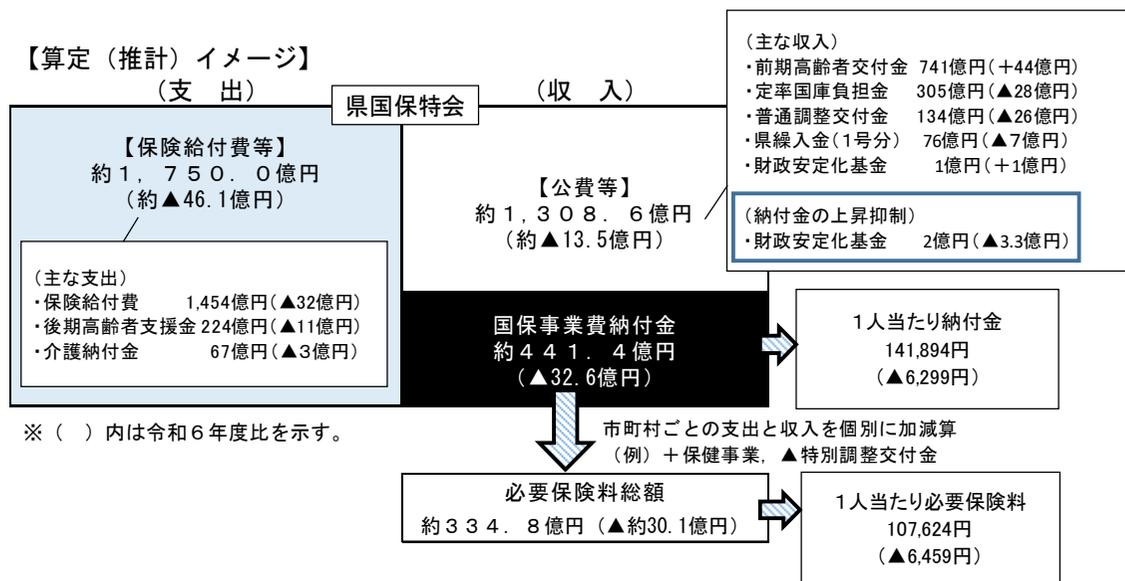
令和7年度国民健康保険事業費納付金等の 仮算定結果の概要等について

【仮算定結果に係る留意点】

- 国から示された仮係数等を用いて令和7年度の国保事業費納付金等の仮の算定を行ったものであり、今後、改めて示される国の確定係数等を用いて正式な算定（本算定）を行うため、数値が変動する可能性がある。
- この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置などを反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

今回お示した算定方法に基づく令和7年度仮算定のポイント

- 納付金は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごとに算定を行う。
- 令和7年度は、1人当たり医療費は増となった一方で、被保険者数の減等に伴い保険給付費が減となったこと及び前期高齢者交付金の増等に伴う収入の増に伴い、納付金（医療分）は減額となった。
 また、被保険者数の減により支払基金に支払う後期高齢者支援金が減となったことに伴い、納付金（後期高齢者支援金分）は減額となり、納付金（介護納付金分）については、国費の収入減少により増額となった。
 令和7年度仮算定においては納付金の著しい上昇を抑制するため、財政安定化基金（財政調整事業分）から約2.0億円の取崩しを行った。
 上記の結果、市町村が県に納める令和7年度納付金額は、令和6年度比約32.6億円減の約441.4億円となった。
- 納付金総額の減額、被保険者数の減少及び市町村個別の支出の減少等により、被保険者1人当たり保険税必要額は令和6年度比6,459円減の107,624円となった。



財政安定化基金（財政調整事業分）
 各年度において、決算剰余金について財政調整事業分として積み立てた額の範囲内で、国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に取崩し、都道府県国民健康保険特別会計に繰り入れることができる。

令和7年度仮算定に係る「1人当たり保険税必要額」について

- 国から示された仮係数等を用いて令和7年度の国保事業費納付金等の仮の算定を行ったものであり、今後、改めて示される国の確定係数等を用いて正式な算定（本算定）を行うため、数値が変動する可能性がある。
- この資料の保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置などを反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。

○ 市町村ごとの被保険者1人当たり保険税必要額について（建制順）

市町村名 (建制順)		令和6年度 本算定 A	令和7年度 仮算定 B	対前年度 増減額 B-A	対前年度 伸び率 (B-A)/A	市町村名 (建制順)		令和6年度 本算定 A	令和7年度 仮算定 B	対前年度 増減額 B-A	対前年度 伸び率 (B-A)/A
1	鹿児島市	124,676円	118,429円	▲6,247円	▲5.0%	23	長島町	126,040円	109,185円	▲16,855円	▲13.4%
2	鹿屋市	102,415円	96,560円	▲5,855円	▲5.7%	24	湧水町	118,361円	107,186円	▲11,175円	▲9.4%
3	枕崎市	124,188円	116,885円	▲7,303円	▲5.9%	25	大崎町	108,736円	98,398円	▲10,338円	▲9.5%
4	阿久根市	107,892円	102,400円	▲5,492円	▲5.1%	26	東串良町	125,381円	118,082円	▲7,299円	▲5.8%
5	出水市	91,708円	83,653円	▲8,055円	▲8.8%	27	錦江町	104,546円	100,519円	▲4,027円	▲3.9%
6	指宿市	123,265円	111,420円	▲11,845円	▲9.6%	28	南大隅町	116,876円	103,529円	▲13,347円	▲11.4%
7	西之表市	103,321円	108,851円	+5,530円	+5.4%	29	肝付町	99,316円	102,342円	+3,026円	+3.0%
8	垂水市	101,234円	90,506円	▲10,728円	▲10.6%	30	中種子町	111,613円	106,542円	▲5,071円	▲4.5%
9	薩摩川内市	118,628円	106,798円	▲11,830円	▲10.0%	31	南種子町	89,484円	73,701円	▲15,783円	▲17.6%
10	日置市	115,290円	106,223円	▲9,067円	▲7.9%	32	屋久島町	93,542円	93,900円	+358円	+0.4%
11	曾於市	123,863円	116,188円	▲7,675円	▲6.2%	33	大和村	90,138円	80,592円	▲9,546円	▲10.6%
12	霧島市	106,822円	99,692円	▲7,130円	▲6.7%	34	宇検村	75,716円	74,077円	▲1,639円	▲2.2%
13	いちき串木野市	120,683円	111,386円	▲9,297円	▲7.7%	35	瀬戸内町	99,913円	90,313円	▲9,600円	▲9.6%
14	南さつま市	118,389円	109,824円	▲8,565円	▲7.2%	36	龍郷町	78,844円	75,839円	▲3,005円	▲3.8%
15	志布志市	107,375円	104,639円	▲2,736円	▲2.5%	37	喜界町	83,804円	77,460円	▲6,344円	▲7.6%
16	奄美市	93,803円	95,526円	+1,723円	+1.8%	38	徳之島町	82,156円	76,664円	▲5,492円	▲6.7%
17	南九州市	132,123円	126,607円	▲5,516円	▲4.2%	39	天城町	73,360円	66,813円	▲6,547円	▲8.9%
18	伊佐市	103,247円	93,231円	▲10,016円	▲9.7%	40	伊仙町	57,252円	58,182円	+930円	+1.6%
19	始良市	116,211円	110,765円	▲5,446円	▲4.7%	41	和泊町	110,617円	113,866円	+3,249円	+2.9%
20	三島村	95,414円	92,473円	▲2,941円	▲3.1%	42	知名町	104,850円	110,252円	+5,402円	+5.2%
21	十島村	160,935円	156,439円	▲4,496円	▲2.8%	43	与論町	92,801円	94,000円	+1,199円	+1.3%
22	さつま町	122,725円	114,139円	▲8,586円	▲7.0%	県全体		114,083円	107,624円	▲6,459円	▲5.7%

仮算定結果を踏まえた今後の流れ

- (1) 令和7年度の当初予算編成及び国保税の参考として活用
仮算定結果を、各市町村においても、運営協議会への説明、令和7年度予算編成及び税率改定等の検討の材料として活用する。
- (2) 令和7年度本算定（確定係数の反映）の実施
令和6年12月頃から令和7年1月にかけて、国の確定係数等を踏まえ、令和7年度の国保事業費納付金や標準保険料率の正式な算定（本算定）を行う。